



宮 崎 県 公 報

平成25年12月26日（木曜日） 第 2552 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定……………（医療業務課）	1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）	1
○民有林の保安林の指定予定（3件）……………（自然環境課）	1
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明 について……………（ “ ” ）	2
○道路の区域の変更……………（道路保全課）	2
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ” ）	3

公 告

○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更……………（水産政策課）	3
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解 散の届出……………	4
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………	5
○資金管理団体の届出事項の異動並びに指定取消 の届出……………	6
○政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表……………	6
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示……………	6

告 示

宮崎県告示第 775号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団牧会 小牧病院	都城市立野町5-5-1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年1月16日から平成29年1月15日まで

宮崎県告示第 776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
友愛訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	平成25年 11月1日

宮崎県告示第 777号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字和知ノ藪4308-2（次の図に示す部分に限る。）、字山ノ川内4287-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字山ノ川内4287-2・字和知ノ藪4308-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 778号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字森ノ下1059-1、1088
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字森ノ下1059-1・1088（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 779号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小椎尾1002-3、1002-5、1002-7、1009-1、1009-2、1010
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小椎尾1002-3・1002-5・1002-7・1009-1・1009-2・1010（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 780号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2749号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する延岡市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
延岡市役所
岡川トク、岡田ケサノ、岡田正夫、岡田清太郎、岡田福義、岡田芳太郎、岡内フイ、岡内啓太郎、岡内品吉、角田邦美、亀長馨、菊池ヨシエ、菊池芳枝、吉田今朝男、吉田種子、久保義信、久保藤吉、銀島幸則、古小路幹夫、戸高丈吉、甲佐正直、甲斐シヅノ、甲斐ヨリ、甲斐義徳、甲斐菊治、甲斐計雄、甲斐光、甲斐治七、甲斐清、甲斐大吉、甲斐日出男、甲斐邦久、甲

斐穆、高城昭弘、高城八千代、高城和裕、今村奈良人、佐藤藤次郎、三菱金属株式会社、三木久光、山本泰隆、篠崎フサ子、篠崎好春、緒方寅太郎、小澤義幸、松羽春美、松岡シメ、松岡禮太郎、西山雄次郎、西村清五郎、西村惣四郎、西田宣弘、川並睦郎、早樋正一、太田清市、中村今朝松、中村春治、中村丈吉、中尾聡、鶴田丹蔵、田畑林治、田辺英二、田邊淳、島山文明、藤高隆芳、藤本一男、日高日出喜、日本製紙株式会社、抜屋重信、平野サメ、平野磯吉、末永誠二、木下ちづる、木下重子、木下正中、木下千鶴羽、柳田金雄、立山多十、立山門、領下ウメノ

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2749号によること。

宮崎県告示第 781号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月26日から平成26年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番12地先から同郡同村同大字同字1179番5地先まで	旧	6.3 ~ 38.8	523.4
				新	10.0 ~ 49.2	523.4
					6.3 ~ 14.3	108.6

宮崎県告示第 782号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	無 鹿 第 5	I - 1 - 1616	急傾斜地の崩壊
	無 鹿 第 1	I - 1 - 1617	急傾斜地の崩壊
	無 鹿 第 8	I - 1 - 3574	急傾斜地の崩壊

無 鹿 第 9	I - 1 - 3575	急傾斜地の崩壊
大 貫 第 2	I - 1 - 1551	急傾斜地の崩壊
沖 田 第 3	I - 1 - 3611	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 783号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	無鹿第5	I - 1 - 1616	急傾斜地の崩壊
	無鹿第1	I - 1 - 1617	急傾斜地の崩壊
	無鹿第8	I - 1 - 3574	急傾斜地の崩壊
	無鹿第9	I - 1 - 3575	急傾斜地の崩壊
	大貫第2	I - 1 - 1551	急傾斜地の崩壊
	沖田第3	I - 1 - 3611	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成25年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第12位(平成23年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。

(4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。

(5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

(8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(9) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成25年	平成26年
		まさば及びごまさば	16,000トン
まいわし		若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成25年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成25年7月から平成26年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成25年1月から平成25年12月までである。「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。なお、「平成26年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成25年	平成26年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	15,740トン	
	まいわし	若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成25年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成25年7月から平成26年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成25年1月から平成25年12月までである。「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。なお、「平成26年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業

1 設立届

○政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	道 休 誠一郎	渡 辺 創	宮崎市太田2-3-24	参議院議員	○	平成25年5月16日

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
南九州政治経済研究会	吉 留 高 志	山 縣 正 次	小林市細野1956-8	平成25年6月10日
小東和文後援会	永 田 謙	町 屋 章 彦	えびの市大字岡松 272	平成25年6月21日

することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県農業農村建設支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	日 高 強	染 矢 敏 則	平成25年5月30日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
宮崎県柔道整復師政治連盟	代 表 者 の 氏 名	奈 須 開 生	今 村 時 雄	平成25年5月7日
	会 計 責 任 者 の 氏 名	横 山 昌 裕	庄 司 優	
九州南部たばこ販売政治連盟日南支部	主たる事務所の所在地	日南市中央通1丁目2番地4	日南市今町1丁目4-16	平成25年5月13日
	代 表 者 の 氏 名	山 下 浩 明	榊 田 紀 武	
	会 計 責 任 者 の 氏 名	山 下 浩 明	榊 田 紀 武	
鈴木克裕後援会	政 治 団 体 の 名 称	鈴 木 克 裕 後 援 会	み ど り の 会	平成25年5月22日
宮崎県石油政治連盟	会 計 責 任 者 の 氏 名	中 平 重 利	松 谷 三 男	平成25年5月27日
宮崎県社会保険労務士政治連盟	会 計 責 任 者 の 氏 名	橋 口 剛 和	津 野 秀 樹	平成25年5月29日
宮崎県農業農村整備推進連盟	会 計 責 任 者 の 氏 名	日 高 強	染 矢 敏 則	平成25年5月30日
幸福実現党宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市稗原町1-1ユタカビル1F	宮崎山下原町216-1ポステンビル	平成25年6月6日
宮崎県社会福祉政治連盟	主たる事務所の所在地	小林市野尻町三ヶ野山43番地144	宮崎市清武町木原5538番地1	平成25年6月6日
	会 計 責 任 者 の 氏 名	野 添 宗 光	黒 木 孝 夫	
スマイルシティ研究会	主たる事務所の所在地	都城市上川東1丁目25-7	都城市若葉町92号1番地15	平成25年6月12日
小林えびの西諸歯科医師連盟支部	主たる事務所の所在地	小林市大字細野341-1	えびの市大字栗下1606番地	平成25年6月14日
	代 表 者 の 氏 名	石 坂 伊 左 郎	市 来 祐 二	
	会 計 責 任 者 の 氏 名	神 田 橋 秀 岳	郡 山 健 朗	
とじき正後援会	代 表 者 の 氏 名	武 田 新 一	十 河 啓 二	平成25年6月28日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮崎新政会	松 下 新 平	田 中 宗 樹	宮崎市田代町75平和ビル2階	平成25年5月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成25年12月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(その他の政治団体)

政治団体の名称 宮崎新政会

報告年月日 平成25年5月31日

(平成24年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 157円

ア 前年繰越額	157円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>
(平成25年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	<u>5,250円</u>
ア 前年繰越額	157円
イ 本年収入額	5,093円
(2) 支出総額	<u>5,250円</u>
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	<u>5,093円</u>
(ア) 寄附	<u>5,093円</u>
c 政治団体からの寄附	5,093円

合 計	5,093円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	5,250円
(イ) 事務所費	5,250円
合 計	5,250円

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動及び指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
池 田 宜 永	都城市長	スマイルシティ研究会	主たる事務所の所在地	都城市上川東 1 丁目25- 7	都城市若葉町92号 1 番地15	平成25年 6 月12日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
松 下 新 平	参議院議員	宮崎新政会	宮崎市田代町75平和ビル 2 階	松 下 新 平	平成25年 5 月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 2 項の規定により、平成25年4月2日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成25年12月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

政治資金規正法第17条第 2 項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大野つとむ政治活動協力会	大 野 勤	大 野 勤	宮崎市高岡町下倉永1200- 204
川添博後援会	川 添 倭 男	川 添 恵 美	宮崎市大字郡司分甲 129- 1 - 3
川田みつひろ後援会	出 水 晃	川 田 すみ子	小林市野尻町三ヶ野山3004
國盟政経塾	米 原 紘 一	水 崎 和 子	宮崎市芳士1024- 3
しろ吉信後援会	城 吉 信	城 吉 信	児湯郡新富町新田2300番地
戸敷栄一後援会	戸 敷 栄 一	戸 敷 英 幸	宮崎市佐土原町西上那珂4158番地
野川きみ子後援会	甲 斐 重 孝	佐 藤 知 子	日南市南郷町潟上 125- 2
松田茂徳後援会	松 田 正 一	松 田 利 江	宮崎市清武町加納丙1351
松山やすゆき後援会	平 原 峰 生	松 山 雅 則	宮崎市大字本郷南方 355番地
宮崎県環境保全の会	木 村 忠 臣	仕 垣 次 雄	宮崎市田野町乙2366番地14
森脇またいち後援会	日 高 二千男	菊 池 義 治	宮崎市佐土原町下田島 19711- 2

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 132号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成25年12月26日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 増殖義務

平成26年 1 月 1 日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1 のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成26年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成27年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)												
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい	
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)	
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は 3,000			3,900	
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業 協同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は 3,000			800	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200		10	又は 2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は 10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁 業協同組合	50		36	1,800				5	又は 1,000			2,000	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁 業協同組合		1,200	15					4	又は 800			1,200	
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は 28,000	1,100	又は 330	24,000	
内共第 8号	石並川	美幸内水面 漁業協同組 合	21		16	1,000				20	又は 4,000				
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水 漁業協同組 合	12		4	400				4	又は 800				
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組 合	150		108	12,000		19,000		25	又は 5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 新佐漁 業協同組合	226		160	16,000		22,800		25	又は 5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 新佐漁 業協同組合		900	20					5	又は 1,000			7,600	
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は 30,000			100,200	
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は 10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面 漁業協同組 合	12		10					25	又は 5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流 漁業協同組 合	30	600	20	5,000		1,200						10,400	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川 漁業協同組 合	138		41	2,800				300	又は 60,000			12,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水 漁業協同組 合	25		35	1,000				10	又は 2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水 漁業協同組 合	10		10					5	又は 1,000				
内共第 21号	御 池	小林高原野 尻漁業協同 組合	10	500	30			1,200				1,000	又は 300	3,000	

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|-------------|----------|---------------------|
| 1. あ ゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふ な | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～25グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |